

重要経済安保情報の保護及び活用に関する 法律の概要 (セキュリティ・クリアランス制度)

CISTEC 事務局

※解説中の運用基準（重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の策定について（2025年1月31日閣議決定））の具体的な内容、詳細等は原典をご参照ください。

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf

①セキュリティ・クリアランスとは

国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報を秘密情報（Classified Information）に指定し、アクセスする必要がある者（政府職員及び必要に応じ民間企業等の

従事者）に対して、政府による調査を実施し（政府が民間企業等に当該情報を提供する場合、民間企業等の保全体制（施設等）の確認（施設クリアランス）も実施。）、当該者の信頼性を確認した上でアクセスを認める制度。

我が国では、CI保全制度として、平成25年に特定秘密保護法が成立し、諸外国との情報保護協定において、トップシークレット（Top Secret）、シークレット（Secret）に相当する保全枠組みと位置付けられており、コンフィデンシャル（Confidential）の情報を保全する枠組みとして、2024年5月に重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律が制定された。

いわゆる「セキュリティ・クリアランス」について

- いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、**国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報に対して、アクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者の中で取り扱うとする制度。**
- ①**政府としての重要な情報を指定し、②政府の調査を経て信頼性の確認を受けた者の中で取り扱うという厳格な管理や提供のルールを定めた上で、③漏えいや不正取得に対する罰則を定めるのが通例。**
- 我が国では、**セキュリティ・クリアランス制度を規定している法律として、特定秘密保護法と重要経済安保情報保護活用法がある。**

①情報指定

政府が保有する安全保障上重要な情報を指定



②情報の厳格な管理・提供ルール

- ・ 情報を漏らすおそれがないという信頼性の確認（セキュリティ・クリアランス）を得た者の中で取り扱う
- ・ 信頼性の確認にあたっては、政府が調査



個人（行政機関の職員、民間事業者の従業員）に対するセキュリティ・クリアランス



民間事業者に対するセキュリティ・クリアランス（施設・組織の信頼性）

③罰則

漏えいや不正取得に対する罰則



3

（出典）内閣官房・内閣府資料「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（2024年6月28日）https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/forum/reiwa6/11_240628_CAO.pdf

②経緯

近年の「経済安全保障」をめぐる動きの活発化に伴い、経済安全保障推進法の附帯決議や国家安全保障戦略を踏まえ、我が国の情報保全の強化に向け、2023年2月21日に「経済安全保障分野におけるセキュリティクリアランス制度等に関する有識者会議」が設置され検討が開始された。その後、2024年1月19日、同会議において、「最終とりまとめ」¹が公表され、同年1月30日に経済安全保障推進会議（第6回）²において、「政府が保有する経済安全保障上重要な情報について、既存の情報保全制度である特定秘密保護法はトップ・シークレット/シークレット級のものを保護する制度であることを踏まえ、コンフィデンシャル級のものを保全するための新たな制度を創設」することとされ、その内容を踏まえた法

案が2024年2月27日に国会に提出され、同年5月10日に成立し、同月17日に公布³された。

2024年11月28日に政令案・運用基準のパブリックコメントが実施され（同年12月27日まで）、法律、政令等について、2025年5月16日に施行される。

（参考）附帯決議・国家安全保障戦略
衆議院内閣委員会（2022年4月6日）

十四 国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて、必要な措置を講ずること。

参議院内閣委員会（2022年5月10日）

¹ 最終とりまとめ（2024年1月19日）https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/pdf/torimatome.pdf

² 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等の整備に向けて（2024年1月30日）経済安全保障推進会議（第6回）資料 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dai6/siryou1.pdf

³ 法律条文 https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000027/20250516_000000000000000

二十一 国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて必要な措置を講ずること。

国家安全保障戦略(2022年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定)

VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ

2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

(5) 自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進

エ(前略) また、主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める。

③概要

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号)の構成は以下のとおり。

- ・第1章 総則(第1条・第2条)
- ・第2章 重要経済安保情報の指定等(第3条～第5条)
- ・第3章 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供(第6条～第9条)
- ・第4章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等(第10条)
- ・第5章 重要経済安保情報の取扱者の制限(第11条)
- ・第6章 適性評価(第12条～第17条)
- ・第7章 雑則(第18条～第22条)
- ・第8章 罰則(第23条～第28条)

④重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の主なポイント

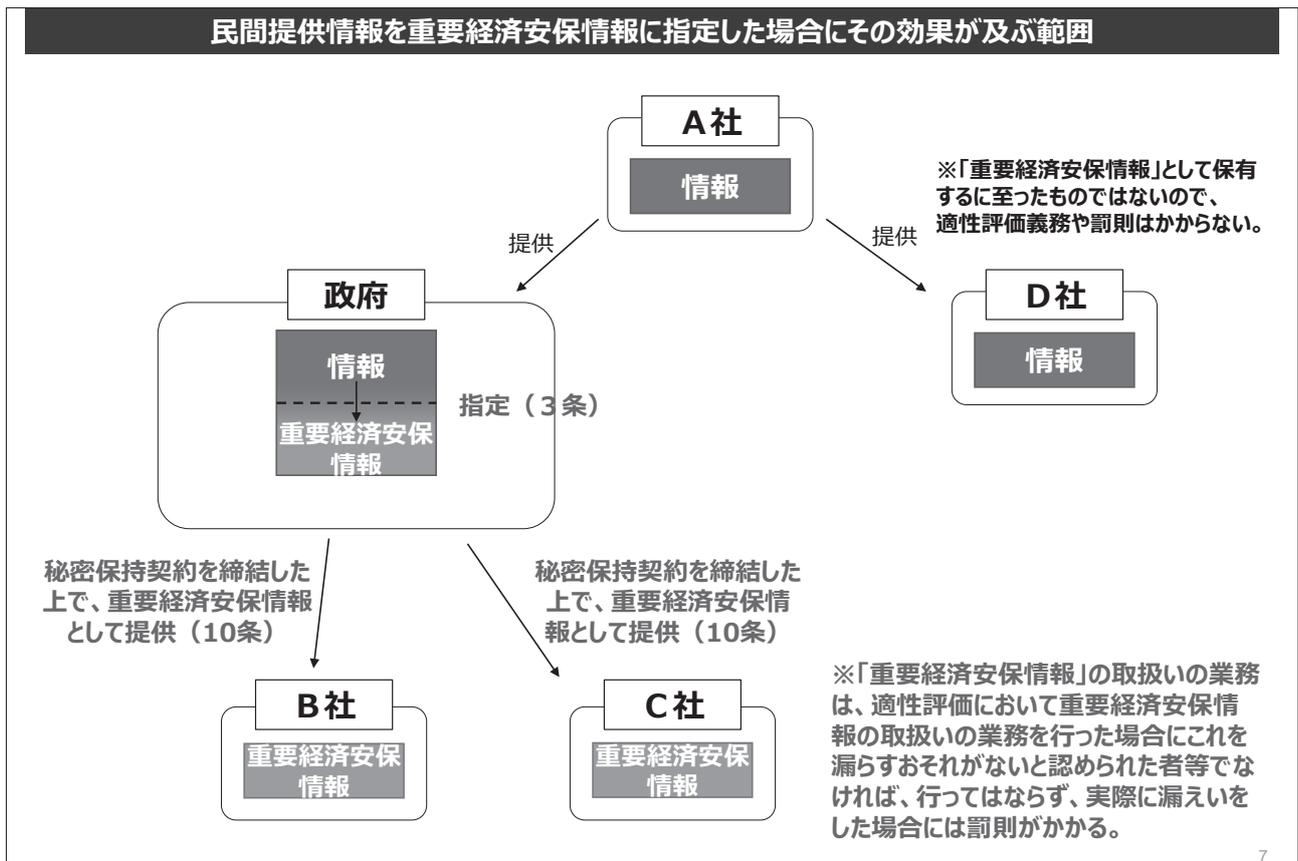
(1) 重要経済安保情報の指定(第3条第1項)

保護対象となる「重要経済安保情報」は以下の3要件を満たすもの。

- ①重要経済基盤((イ)重要インフラ、(ロ)重要物資のサプライチェーン)に関する情報で次の(ハ)～(ヘ)に関するもの(「重要経済基盤保護情報」という)。
 - (ハ)外部行為に対する保護措置等、
 - (ニ)脆弱性、革新的な技術等の重要情報で安全保障に関する情報、
 - (ホ)(ハ)の措置に関する外国政府等からの情報
 - (ヘ)(ニ)及び(ホ)の情報の収集整理等
- ②(ト)非公知のもの
- ③(チ)秘匿の必要性

※重要経済安保情報に当たる情報が出現する前であっても、秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も、重要経済安保情報の指定の対象となる情報である。【運用基準(遵守すべき事項)の原文ママ】

※事業者等から提供された情報であっても、3つの要件に該当する場合、重要経済安保情報に指定することは妨げられない。ただし、要件該当性の判断に当たっては、特に、非公知性と秘匿の必要性の該当性との関係において、事業者等から提供された情報を単に重要経済安保情報に指定するだけでは、当該情報を提供した事業者等には法の規定は及ばず、当該事業者等は適性評価を受けずとも引き続き当該情報を扱うことが可能。漏えいに対し法定刑が及ぶこともない。【運用基準(指定の際の留意事項)】



(出典) 内閣官房・内閣府資料「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」(2024年6月28日) https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/forum/reiwa6/11_240628_CAO.pdf

(イ) 重要インフラ (例)

- ・ 基幹インフラ (経済安全保障推進法第 50 条第 1 項に規定する特定社会基盤事業)
- ・ サイバーセキュリティ関連のインフラ (サイバーセキュリティ基本法第 3 条第 1 項及び第 12 条第 2 項第 3 号に規定する重要社会基盤事業者等の営む事業として「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」(2022 年 6 月 17 日サイバーセキュリティ戦略本部決定、2024 年 3 月 8 日改定) 別紙 1 に掲げる重要インフラ等)
- ・ 行政機関の施設・設備等の一部

(ロ) 重要物資 (例)

- ・ 経済安全保障推進法第 7 条に規定する 特定重要物資及びその原材料等
- ・ 安定供給確保を図ることが特に必要と認められる物資

(ハ) 外部行為に対する保護措置等

- ・ 重要インフラ、重要物資供給事業者等の施設・設備等に対する 物理攻撃、サイバー攻撃等に係る対応措置等

- ・ 重要インフラ事業者、重要物資供給事業者等の経営、事業者等が保有する技術、知識、データ、人員等の 役務、物資の安定的な提供及び供給のための経営資源の保護措置
- ・ 重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等への対応措置 (外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の封鎖等による対応措置)

(ニ) 脆弱性、革新的な技術等の重要情報で安全保障に関する情報

- ・ 重要インフラ、重要物資供給事業者等の 施設・設備等の脆弱性 に関する情報
- ・ 重要インフラ事業者、重要物資供給事業者等の 経営資源に関する脆弱性 に関する情報
- ・ 重要物資の 外部依存度、非代替性、供給途絶時の影響の詳細等 につき調査・分析等により得られた情報
- ・ 重要インフラ、重要物資サプライチェーンに関する 革新的な技術の国際共同研究開発 において 外国政府等から提供され、外国において本法の

保護措置に相当する措置が講じられている情報

- ・重要インフラ、重要物資サプライチェーンに関する革新的な技術で我が国が技術優位性を持つ分野の研究、調査、分析等により得られた情報
- ・重要インフラ、重要物資サプライチェーンを防護するための革新的技術に関する情報

(ホ) (ハ) の措置に関する外国政府等からの情報

- ・外国政府等からの保護措置等に関する情報で本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報等

(ヘ) (ニ) 及び (ホ) の情報の収集整理等

- ・(ハ) 及び (ホ) の情報の収集整理又はその能力に関する情報

(ト) 非公知のもの

- ・現に不特定多数の者に知られていないもの。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国政府その他の者により公表されていると認定する場合、我が国の政府により公表されていないとしても非公知のものとはならない。
- ・非公知性の判断は、知る必要がある者、実際に知っている者、情報の管理状況等を勘案し個別に判断。

(チ) 秘匿の必要性

情報の漏洩により、以下のような我が国の安全保障に支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより判断。

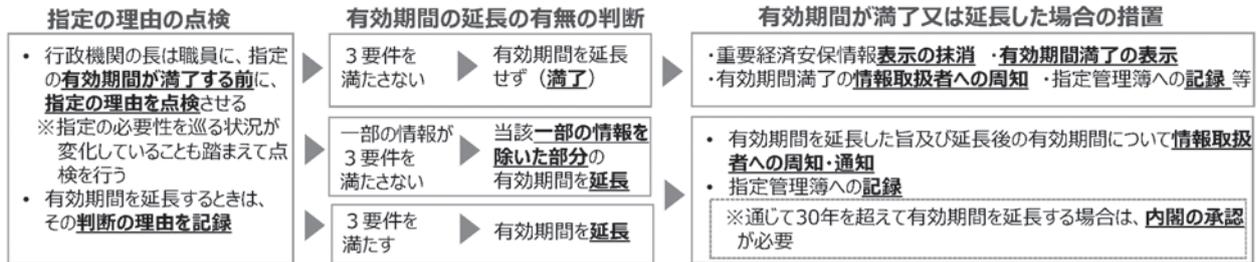
- ・安全保障のために我が国が実施する施策や取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力などが露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難になる
- ・外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国の政府等との安全保障協力が滞る。

(2) 指定の有効期間及び解除 (第4条)

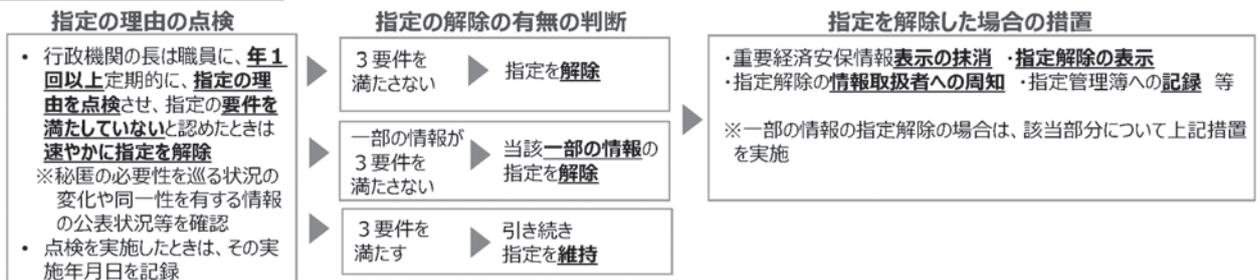
- ・行政機関の長は、有効期間の設定について、外部からの脅威動向や技術動向を始めとする経済安全保障を巡る情勢変化の速さを勘案して、5年以内において適切であると考えられる期間を定める(第4条第1項)。なお、現に行われている外国の政府等との交渉の方針など、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、指定を解除する条件を明らかにしておくよう努める(運用基準(有効期間の設定))。
- ・行政機関の長は、有効期間が満了する場合において、延長要否を検討する際に、重要インフラ等の施設や設備を使用しなくなったなど、時の経過に伴って指定の必要性を巡る状況が変化していることも踏まえ、職員に指定理由を点検させ、その一部が指定の要件を満たさなくなるときは、当該一部については指定の有効期間を延長せず、残余部分についてのみ、指定の有効期間を5年以内において延長するものとする(第4条第2項)。指定の有効期間は通じて30年を超えることができない(第4条第3項)。例外あり(第4条第4項)。
- ・行政機関の長は、秘匿の必要性を巡る状況の変化や重要経済安保情報である情報と同一性を有する情報の公表状況等を踏まえ、指定をした情報が3要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除する(第4条第7項)。重要経済安保情報に当たる情報が出現する前に、あらかじめ重要経済安保情報に指定したにもかかわらず、指定した重要経済安保情報に当たる情報が現存せず、これが出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに指定を解除するものとする(運用基準(指定の解除))。

第3章 指定の有効期間の満了、延長、解除等

第1節 指定の有効期間の満了及び延長



第2節 指定の解除



第3節 指定が解除され又は有効期間が満了し、保存期間が満了した行政文書の取扱い

- 指定の有効期間が通じて30年を超える重要経済安保情報 → 歴史公文書等として国立公文書館等に移管
- 指定の有効期間が通じて30年以下の重要経済安保情報
 - 通じて30年を超えての指定の有効期間の延長について内閣の承認が得られなかったもの → 国立公文書館等に移管
 - それ以外の文書 → 移管又は内閣総理大臣の同意を得て廃棄（通じて25年を超える文書は特に慎重に判断）

6

（出典）内閣府 HP 「重要経済安保情報保護活用法の運用基準概要 p.9」
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun_gaiyo.pdf#page=7

(3) 他の行政機関、外国政府等、適合事業者（民間企業）への重要経済安保情報の提供（第6条～第10条）

を講じているもの）に対し提供することができる。

- ③適合事業者（民間企業）（第10条）
後述（4）に詳解する。

重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、一定の要件の下、他の行政機関等、外国政府、国際機関、適合事業者（我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護の為に必要な施設設備を設置しているなどの基準に適合する事業者）に対し、重要経済安保情報を提供することができる。

(4) 適合事業者（民間企業）への情報提供等（第10条第1項関係等）

- ①他の行政機関（第6条）、都道府県警（第7条）、国会等（第9条）

重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために必要があるときは、契約に基づき、適合事業者（※）に重要経済安保情報を提供することができる（第10条第1項）。

他の行政機関等に対する提供について要件等を規定している。

当該情報の提供を受ける適合事業者は、当該契約に従い、当該情報の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲や当該情報の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該情報の取扱いの業務を行わせる（第10条第4項）。

- ②外国の政府等（第8条）

我が国の安全保障に関するものを遂行するために必要があると認めたときは、外国政府又は国際機関（本法律による保護措置に相当する措置

適合事業者は、国会や裁判所への提供など公益上

の必要による当該情報の提供（第10条第6項）を除き、当該情報を提供してはならない（第10条第7項）。

（※）適合事業者とは、重要経済基盤の脆弱性の解消に資する活動や重要経済基盤に関する革新的な技術に関する調査や研究を行う事業者等で、重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置し、以下に掲げる措置の実施に関する規程を定め、その措置を講じることにより、重要経済安保情報を適切に保護することができると認められるもの（施行令第16条第1項及び運用基準）をいう。

- ・事業者において、当該情報の保護の全体の責任を有する者の指名基準及び指名手続
- ・当該情報を取り扱う場所において、当該情報の保護に関する業務を管理する者の指名基準及び指名手続並びにその職務内容
- ・従業者に対する当該情報の保護に関する教育の実施内容及び方法
- ・当該情報の保護のために必要な施設設備の設置に係る手続
- ・当該情報の取扱いの業務を行う従業者の範囲の決定基準及び決定手続
- ・当該情報を取り扱うことができない者には重要経済安保情報を提供してはならないこと
- ・当該情報を取り扱うことができない者は、重要経済安保情報を提供することを求めてはならないこと
- ・当該情報を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限に係る手続及び方法

- ・当該情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限に係る手続及び方法
- ・当該情報文書等（施行令第4条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。）の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限に係る手続及び方法
- ・当該情報の伝達の方法の制限に係る手続及び方法
- ・当該情報の取扱いの業務の状況の検査に係る手続及び方法
- ・当該情報文書等の奪取その他当該情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認められる場合における当該情報文書等の廃棄に係る手続及び方法
- ・当該情報文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生防止その他の措置に係る手続及び方法

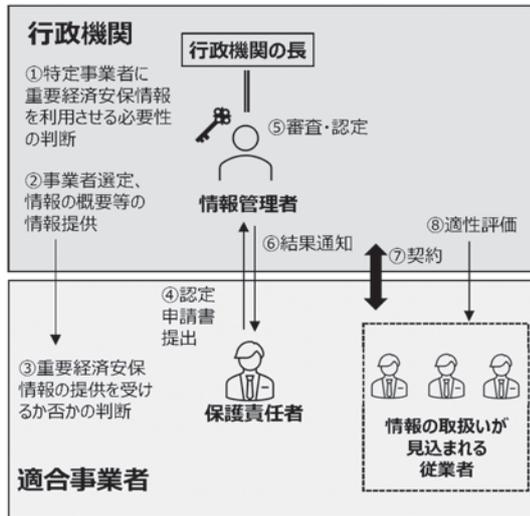
・適合事業者に重要経済安保情報を提供する場合のプロセス

重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、当該情報を提供する必要がある事業者を選定（①）し、事業者からの申請に基づき認定（②）し、上述の措置等を踏まえ、情報を適切に保護できると認められる事業者を適合事業者として認定。その後、契約（③）を締結し、情報の取扱いが見込まれる従業者に対し適性評価（④）を実施し、重要経済安保情報を提供する（運用基準第5章第1節適合事業者に重要経済安保情報を提供する場合の流れ）。

第5章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等 ①

第1節 適合事業者重要経済安保情報を提供する場合の流れ

重要経済安保情報を提供する必要がある事業者を選定し、事業者からの認定申請に基づき、情報を適切に保護できると認められる事業者を適合事業者として認定。契約に基づき、重要経済安保情報を提供。



【事業者の選定】
 ● 行政機関の長は、事業者からの相談なども踏まえながら、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、特定の事業者に対して、重要経済安保情報を提供する必要があるかを判断。
 ● 提供先の事業者を適切に選定するとともに、事業者が重要経済安保情報の提供を受けるか十分な検討が可能となるよう、重要経済安保情報の概要やその性質などにつき、できる限りの情報提供に努める(必要と認めるときは、守秘義務契約を締結可能)。

【適合事業者の認定】
 ● 事業者は、上記の情報提供を踏まえ、適合事業者の認定のために、認定申請書を提出。
 ● 行政機関の長は、事業者が次に掲げる事項を明らかにした規程に従って必要な措置を講ずることで、重要経済安保情報を適切に保護することができるか認められるかどうかを審査。

事業者の規程に定める事項(例)
 ① 情報保護の全体の責任を有する者(保護責任者)の指名基準等
 ② 情報を取り扱う場所において、業務を管理する者(業務管理者)の指名基準等
 ③ 従業員に対する情報保護に関する教育の実施内容・方法
 ④ 施設設備の設置に係る手続
 ⑤ 情報取扱い業務を行う従業員の範囲の決定基準・決定手続 等

● 認定のための審査は、下記の考慮要素を踏まえて、総合的に判断。

考慮要素
 ① 株主や役員の状況に照らして、事業者の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか
 ② 保護責任者又は業務管理者として指名される者が、業務を適切に行うための必要な知識を有しており、その職責を全うできる地位にあると認められるかどうか
 ③ 重要経済安保情報の保護に関する教育内容が、従業員が必要な知識を的確に習得できる内容となっており、適切な頻度で継続的に実施されることとなっているか
 ④ 重要経済安保情報の保護のために設置される施設設備が、情報を保護するための必要な機能及び構造を有し、立入りの制限や持込みの制限に関して有効な機能及び構造を有しているかどうか

● 事業者に認定結果を通知。適合事業者該当すると認められなかった場合、理由も通知。

【契約の締結・適性評価の実施】
 ● 適合事業者と重要経済安保情報を提供するための契約を締結。
 ● 契約締結後、情報の取扱いが見込まれる従業員に対して、適性評価を実施。

(出典) 内閣府 HP 「重要経済安保情報保護活用法の運用基準概要 p.9」
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun_gaiyo.pdf#page=10

①事業者の選定

重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、事業者からの相談なども踏まえながら、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、特定の事業者に対して、重要経済安保情報を提供する必要があるかを判断し、選定する。当該事業者が当該情報を受けるか十分な検討が可能となるよう、できる限りの情報提供に努める。情報提供に当たっては、当該情報の概要やその性質などを提供するとともに(情報保全の観点から必要に応じて守秘義務契約を締結)、当該情報を提供することがないようしなければならない(運用基準第5章第1節1事業者の選定)。

②認定

行政機関の長は、事業者に対し、認定申請書(運用基準別添12様式)の提出を求め(必要に応じて追加資料の提出も)、上述の必要な措置の規程を整備し、当該情報を適切に保護することができるかどうか

か審査する。

審査は以下の点を踏まえて、総合的に判断する。事業者が以下に適合していると認めることに疑義が残る場合は、法の目的に鑑み、認定しないと判断する(運用基準第5章第1節2適合事業者の認定)。

- (イ) 事業者における株主や役員の状況に照らして、当該事業者の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか。
- (ロ) 保護責任者又は業務管理者として指名される者が、業務を適切に行うための必要な知識を有しており、その職責を全うできる地位にあると認められるかどうか。
- (ハ) 教育に関し、従業員にとって当該情報を保護するために必要な知識を的確に習得できる内容となっており、適切な頻度で継続的に実施されることとなっているかどうか。
- (ニ) 施設設備、立入り・機器の持込みの制限、使用機器の制限、当該情報文書等の作成、運搬等の取扱い方法に関し、現地で実際に確認した上

で、当該情報の保護のために設置されることになる施設設備が、当該情報を保護するための必要な機能及び構造を有し、立入りの制限や持ち込みの制限に関して有効な機能及び構造を有しているかどうか。

③契約

行政機関の長は、適合事業者との間で重要経済安保情報を提供するための契約を締結する。契約には以下に関する事項を含めなければならない（運用基準第5章第1節4契約の締結）。

- (イ) 規程に基づく重要経済安保情報の保護・管理に関すること
- (ロ) 適合事業者において作成した重要経済安保情報文書等について、その旨の表示（第3条第2項第1号）又は当該情報を取り扱う者への通知（同項第2号）に関すること
- (ハ) 当該情報の指定の有効期間が満了した場合に講ずる措置に関すること
- (ニ) 当該情報の指定の有効期間が延長された場合に講ずる措置に関すること
- (ホ) 当該情報の指定が解除された場合に講ずる措置に関すること
- (ヘ) 適性評価の実施に際して取得した個人情報適切に管理すること
- (ト) 評価対象者が名簿への掲載や適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果が通知されていないこと、適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報を目的外使用してはならないこと
- (チ) 評価対象者に事情の変更があると認める場合には、速やかにこれを契約先の行政機関に報告すること
- (リ) 申請書で提出した情報又は申請書に添付した規程若しくは規程案に関して変更が生じた場合には、速やかにこれを契約先の行政機関に報告すること
- (ヌ) 適合事業者の認定後に行政機関により実施される定期的な検査の受入れに関すること

④適性評価

後述（6）に詳解する。

(5) 適合事業者（民間企業）が重要経済安保情報を保有等（第10条第2項関係等）

行政機関の長は、自身が保有していない情報について、事業者の同意を得て適合事業者に行わせる調査研究等の活動を通して、重要経済安保情報の要件に該当する情報が発生することが見込まれる状況において、その情報をあらかじめ重要経済安保情報に指定し、契約に基づき、保有させることができる（第10条第2項）。

当該情報を保有する適合事業者は、当該契約に従い、当該情報の取扱いの業務を行わせる従業員の範囲や当該情報の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業員に当該情報の取扱いの業務を行わせる（第10条第4項）。

適合事業者は、当該情報として指定した行政機関の長に対する当該情報の提供（第10条第5項）及び国会や裁判所への提供など公益上の必要による当該情報の提供（第10条第6項）を除き、当該情報を提供してはならない（第10条第7項）。

・適合事業者が重要経済安保情報を保有させる場合のプロセス

行政機関の長は、重要経済基盤の脆弱性の解消等の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るための調査研究等の活動によって重要経済安保情報の要件に該当する情報が発生することが見込まれる状況において、事業者に調査研究等を行わせる必要性を判断し、重要経済安保情報を保有させようとする事業者を選定し、調査研究等の実施前に事業者より、その同意を取得（①）し、適合事業者としての認定のために申請書の提出を求め、適合事業者として認定（②）。調査研究等の実施により事業者がこの後保有することが見込まれる情報に関し、あらかじめ重要経済安保情報に指定。その後、契約（③）を締結し、情報の取扱いが見込まれる従業員に対し適性評価（④）を実施。調査研究等を実施させ、重要経済安保情報に指定すべき情報が出現した場合には、当該情報を重要経済安保情報として引き続き保有させる（運用基準第5章第2節適合事業者に対して重要経済安保情報を保有させる場合の流れ）。

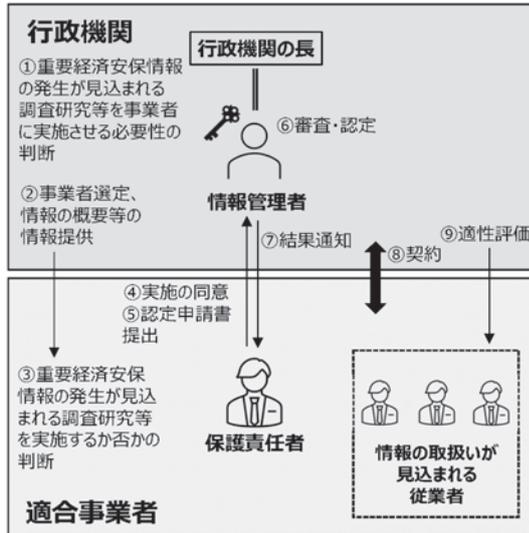
なお、調査研究等の同意を得ずに実施した場合において得られた情報は重要経済安保情報に指定する

ことができない。

第5章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等 ②

第2節 適合事業者重要経済安保情報を保有させる場合の流れ

重要経済安保情報の発生が見込まれる調査研究等を実施する必要がある場合、実施前に事業者の同意を取得した上で、情報を適切に保護できると認められる事業者を適合事業者として認定。契約に基づき調査研究等を実施させ、出現した情報を保有させる。



- 【事業者の選定】**
- 行政機関の長は、自身が保有していない情報であって、これから実施する調査研究等によって重要経済安保情報の要件に該当する情報の発生が見込まれる状況において、事業者に調査研究等を実施させることが、我が国の安全保障の確保に資するか否かを判断。
 - 重要経済安保情報を保有させようとする事業者を適切に選定するとともに、事業者が当該調査研究等を実施するか否か十分な検討が可能となるよう、重要経済安保情報の概要やその性質などについて、できる限りの情報提供に努める(必要と認めるときは、守秘義務契約を締結可能)。
 - 行政機関の長は、調査研究等により重要経済安保情報を保有させようとする事業者から、実施前に同意を取得。同意を得ずに実施した調査研究等により得られた結果は、重要経済安保情報に指定することはできない。
- 【適合事業者の認定等】**
- 事業者の同意を得た行政機関の長は、事業者に、第1節で定めるところにより、適合事業者の認定申請書の提出を求め、適合事業者の審査・認定を行う。
 - 行政機関の長は、調査研究等の実施により事業者がこの後保有することが見込まれる情報に関して、あらかじめ重要経済安保情報に指定する。
- 【契約の締結・適性評価の実施】**
- 適合事業者と調査研究等の実施及び重要経済安保情報の保有のための契約を締結。
 - 適合事業者の認定後、情報の取扱いが見込まれる従業員に対して、適性評価を実施。
- 【調査研究等の実施】**
- 行政機関の長は、調査研究等の結果、重要経済安保情報に指定すべき情報が出現した場合には、契約に基づき、当該情報を重要経済安保情報として、引き続き適合事業者に保有させる。

第3節 適合事業者と認定した後の措置

- 行政機関の長は、適合事業者において、認定申請書に記載した情報に変更があった場合には、契約に基づき報告させる。
- 上記報告を受けた行政機関の長は、変更部分につき、改めて第1節に規定する基準に適合するか否かを審査。当該審査の間、適合事業者は引き続き重要経済安保情報を取り扱うことができる。
- 審査の結果、引き続き適合事業者として認定したか否かを事業者に通知。引き続き適合事業者に該当すると認められなかった場合には、理由も通知するとともに、既に重要経済安保情報を提供しているときは、事業者に対して当該重要経済安保情報が記載されている文書等の返還を求める。

10

(出典) 内閣府 HP 「重要経済安保情報保護活用法の運用基準概要 p.10」

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun_gaiyo.pdf#page=11

①事業者の選定、調査研究等の実施前に事業者より同意の取得

行政機関の長は、事業者に調査研究等を行わせる必要性を判断し、重要経済安保情報を保有させようとする事業者を選定し、調査研究等の実施前に事業者より、その同意を取得する。当該事業者が調査研究等を実施するか否か十分な検討が可能となるよう、できる限りの情報提供に努める。情報提供に当たっては、当該情報の概要やその性質などを提供するにどめ(情報保全の観点から必要に応じて守秘義務契約を締結)、当該情報を提供することがないようしなければならぬ(運用基準第5章第2節1事業者の選定)。

行政機関の長は、調査研究等の実施により事業者がこの後保有することが見込まれる情報に関して、あらかじめ重要経済安保情報に指定する。

③契約

行政機関の長は、適合事業者との間で調査研究等の実施及び重要経済安保情報の提供のための契約を締結する。契約に関する事項は上記(4)③と同様(運用基準第5章第2節3契約の締結)。

④適性評価

後述(6)に詳解する。

(6) 適性評価等(第12条・第13条関係等)

②認定等

同意を得た後、認定プロセス等は上記(4)②と同様(運用基準第5章第2節2適合事業者の認定等)。

重要経済安保情報の取扱者の制限について、当該情報の取扱いの業務は第12条に定める適性評価等

(特定秘密保護法の適性評価を含む)により、これを漏らすおそれがないと認められた者に限定(一部の者を除く)されている。

第12条に定める適性評価は、基本的人権の尊重、プライバシーの保護、調査事項以外の調査の禁止(例えば、評価対象者の思想、信条及び信教、適法な政治活動等の調査)、適性評価結果の目的外利用の禁止(人事評価や人事考課、解雇、不利益な配置の変更等)を基本的な考え方(運用基準第4章第1節)とし、行政機関の長が行政機関の職員や適合事業者の従業員に対し実施する(第12条第1項)。

・適性評価のプロセス

適性評価は、その実施に当たって、評価対象者に対し、内閣総理大臣による適性評価調査(重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、犯罪歴や薬物濫用、精神疾患、飲酒の節度等の7事項(第12条第2項))。本調査は原則、内閣総理大臣が一元的に実施(第12条第4項及び第5項))を行うことや、本調

査を行うために必要に応じて評価対象者や、その知人その他の関係者に質問し、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所等に照会して必要な事項について報告を求めることがある旨などを書面により告知し、その同意(評価対象者が適合事業者の従業員の場合、事業者において従業員の同意を得た上で、行政機関に対し名簿を提出し、行政機関が改めて従業員の同意を得た上で調査を実施。)を書面の交付を得て実施する(第12条第3項及び施行令第19条)。

行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者(及び内閣総理大臣)に通知し(第13条第1項)、(適合事業者の従業員について実施したときは)併せて適合事業者にも通知する(従業員の同意が得られず適性評価が実施されなかったときはその旨を通知する。)(第13条第2項)。

以下、評価対象者が適合事業者の従業員の場合について概要を記載する。

第4章 適性評価 ①

第1節 適性評価の実施に当たっての基本的考え方

① 基本的な人権の尊重、② プライバシーの保護(※1)、③ 法に定める7つの調査事項(※2)以外の調査の禁止、④ 適性評価の結果の目的外利用の禁止。

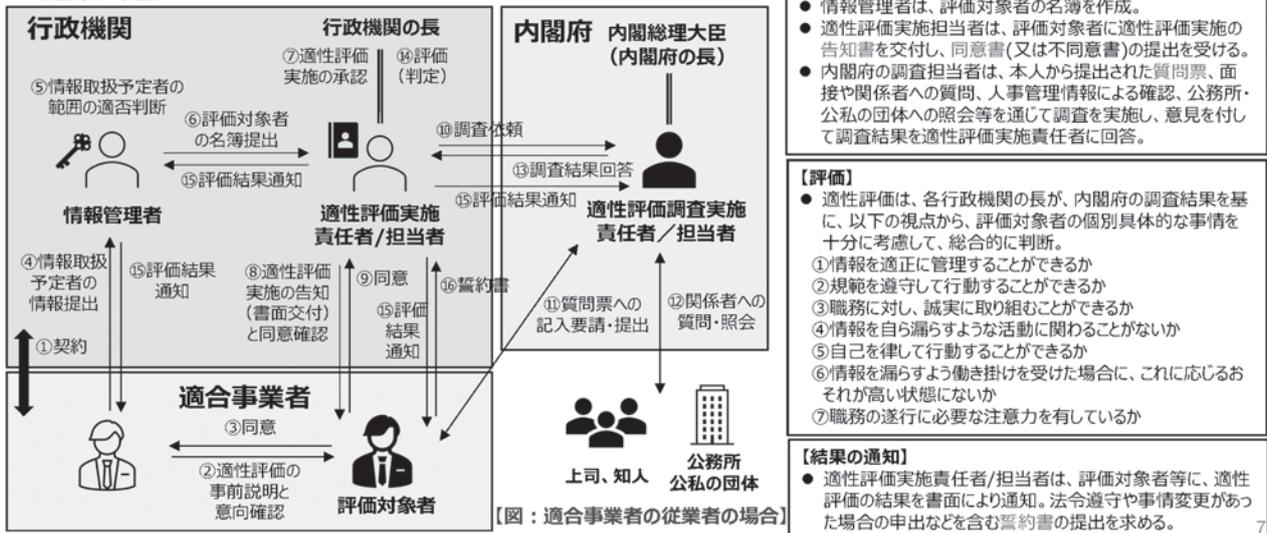
※1：特に適合事業者の従業員には、適性評価について分かりやすい説明を行い、理解を得る。質問票に記入した個人情報、行政機関において適性評価に関わる職員のみが取扱い、本人の上司その他の者の知るところとならないようにする。

※2：①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

第2節 適性評価の流れ

適性評価は、評価対象者の本人の同意を前提に、内閣総理大臣による一元的調査(※3)の結果に基づき、各行政機関の長が実施。

※3：行政機関の長が自ら適性評価調査を実施する例外的な場合は、内閣府のプロセスも当該行政機関内で実施



(出典) 内閣府 HP 「重要経済安保情報保護活用法の運用基準概要 p.7」
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun_gaiyo.pdf#page=8

・評価対象者が適合事業者の従業者の場合について

①情報取扱予定者の情報の提出

適合事業者は、その契約に基づき、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする者の氏名、生年月日、所属部署、役職名その他の必要な情報について、その従業者の同意を得た上で、行政機関に提出する。適合事業者は、提出した情報に変更があるときは、当該契約に基づき、速やかにこれを行政機関（重要経済安保情報管理者）に通知するものとする。

②行政機関による確認等

適合事業者から提出された情報について、重要経済安保情報管理者は名簿を作成し、適性評価実施責任者に提出し、当該責任者は適性評価を実施することについて行政機関の長の承認を得る。

行政機関の長から承認を得た者に関する事項は、当該情報管理者を通じて適合事業者に対し、その内容を通知する（当該従業者が派遣労働者の場合、当該従業者を雇用する事業主に対し適合事業者から通知する。）。

③適性評価の実施についての告知及び同意等（第12条第3項、運用基準第4章第2節3）

適性評価実施担当者は、適性評価を実施することについて行政機関の長から承認が得られた評価対象者に対して、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（運用基準別添1）を交付することにより告知し、その同意を得る。

評価対象者は、同意をするときは、「適性評価の実施についての同意書」（運用基準別添2-1）及び「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（別添2-2）を提出する。適性評価の実施に同意しないときは、「適性評価の実施についての不同意書」（運用基準別添3-1）を提出するなど、適性評価実施担当者に対してその旨を申し出る。

評価対象者は、同意書の提出から適性評価の結果が通知されるまでの間、「適性評価の実施についての同意の取下書」（運用基準別添4-1）を提出することにより、その同意を取り下げることができる。

④適性評価調査（第12条第4項及び第5項、運用基準第4章第2節5）

行政機関による適性評価の実施に当たって、内閣総理大臣は適性評価調査を行う（例外的に行政機関の長が自ら当該調査を行う場合もある。）。なお、本調査を実施する適性評価調査実施担当者は、本調査に従事する者であることを明らかにするため、「適性評価調査実施担当者証」（運用基準別添8）を携帯し、評価対象者、その関係者、照会先の担当者等に対し、これを提示する。

以下において、適性評価調査を行ったときは、適性評価を実施する行政機関に対し、その結果及び調査意見を通知する。

(イ) 評価対象者による質問票の記載と提出

適性評価調査実施担当者は、評価対象者に対し、「質問票（適性評価）」（運用基準別添5）の提出を求め、当該調査のため必要な範囲内において本人確認書類、旅券の写し等資料の提出を求めることができる。

【調査内容】※それぞれの事項の詳細は運用基準別添5を参照。

- ・基本事項（氏名、生年月日、住所、帰化歴、連絡先、勤務先、職歴、学歴等）
- ・家族（配偶者、父母、子等）、同居人の氏名等
- ・重要経済基盤毀損活動との関係（第12条第2項に定める事項①）
- ・犯罪及び懲戒の経歴（〃②）
- ・情報の取扱いに係る非違の経歴（〃③）
- ・薬物の濫用及び影響（〃④）
- ・精神疾患（〃⑤）
- ・飲酒についての節度（〃⑥）
- ・信用状態その他の経済的な状況（〃⑦）
- ・その他適性評価手続のために必要な情報

(ロ) 上司等に対する調査等

適性評価調査実施担当者は、評価対象者の上司、人事担当課の職員等の中から評価対象者の職務の遂行状況等についてよく知ると認める者を選定し、当該上司等に対し、「調査票（適性評価）」（運用基準別添6）を提出することを求める。適性評価調査実施担当者は、当該上司等に対し、評価対象者への質問とは別に当該調査が行われる趣旨を説明するとともに、調査票に記載等された内容について評価対象者

に確認することのないよう適切な措置を講じる。

(ハ) 関係者に対する質問等

適性評価調査実施担当者は、質問票や調査票に記載等された事項について確認する必要があるときは、評価対象者の上司、同僚その他の知人（以下「関係者」という。）に対し、評価対象者に関する質問を行うことができる。この場合において、適性評価調査実施担当者は、当該関係者に対し、適性評価の趣旨及び当該関係者から聴取したことにより得られた情報は評価対象者に示される可能性がある旨を説明する。また、当該関係者への質問が評価対象者の適性評価のために行われるものである旨を説明し、当該関係者についての調査であるとの誤解を与えないようにしなければならない。

(ニ) 人事管理情報等による確認

適性評価調査実施担当者は、質問票に記載等された事項等について確認する必要があるときは、適合事業者、過去に評価対象者を雇用していた事業者等に対し、評価対象者に関する情報の報告を求めることができる。

(ホ) 評価対象者に対する面接等

適性評価調査実施担当者は、質問票に記載等された事項等について確認する必要があるときは、評価対象者本人に対する面接を実施する。評価対象者本人であることを確認するため必要があるときは、身分証明書の提示を求めることができる。また、評価対象者に質問した事項を確認するなどの必要があるときは、適性評価調査実施担当者は、評価対象者に資料の提出を求めることができる。

(ヘ) 公務所又は公私の団体に対する照会

適性評価調査実施担当者は、評価対象者について保有し、又は調査により収集した情報のみによっては質問票に記載等された事項等について疑問点が解消されず、これを確認するなどの必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めるものとする。特に、行政機関以外への照会については、調査のための補完的な措置として、必要最小限となるようにしなければならない。照会に当たっては、照会先に対して、別添7の「適性評価のため

の照会書」を交付することにより行うものとする。ただし、照会先において照会書の交付を要しないとした場合は、この限りでない。照会先の求めがあったときは、評価対象者が提出した照会等同意書の写しを提示し、又は交付するものとする。

⑤適性評価（第12条第2項、運用基準第4章第2節6）

上記④の結果に基づき、行政機関の長は適性評価を実施する。

(イ) 評価の基本的な考え方

行政機関の長は、適性評価調査の結果及び内閣総理大臣の調査意見を基に、評価対象者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうかについて、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に判断する。行政機関の長は、適性評価調査を尽くしてもなお、評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑念が残る場合には、重要経済安保情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する法の目的に鑑み、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められないと判断するものとする。

(ロ) 評価の視点等

重要経済安保情報を取り扱う者がこれを漏えいするおそれは、次の3つの類型に大分されると考えられる。行政機関の長は、それぞれの類型を意識し、以下の視点から、評価するものとする。

【類型】

- ・ 自発的に重要経済安保情報を漏えいするおそれ
- ・ 働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに重要経済安保情報を漏えいするおそれ
- ・ 過失により重要経済安保情報を漏えいするおそれ

【視点】

- ・ 情報を適正に管理することができるか
- ・ 規範を遵守して行動することができるか
- ・ 職務に対し、誠実に取り組むことができるか
- ・ 情報を自ら漏らすような活動に関わることがないか
- ・ 自己を律して行動することができるか

- ・情報を漏らすよう働き掛けを受けた場合に、これに応じるおそれが高い状態にないか
- ・職務の遂行に必要な注意力を有しているか

(ハ) 評価の際に考慮する要素

行政機関の長は、評価を実施するに当たり、調査により判明した事実について、以下の要素を考慮するものとする。

- ・第12条第2項各号に掲げる事項についての評価対象者の行動又は状態（以下「対象行動等」という。）の性質、程度及び重大性
- ・対象行動等の背景及び理由
- ・対象行動等の頻度及び時期
- ・対象行動等があったときの評価対象者の年齢
- ・対象行動等に対する自発的な関与の程度
- ・対象行動等がなくなり、又は再び生ずる可能性

⑥適性評価の結果等の通知（第13条、運用基準第4章第2節7）

行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者及び内閣総理大臣に対し通知する（第13条第1項）。

行政機関の長は、評価対象者について重要経済安保情報を漏らす恐れがないと認められると評価したときは、当該評価対象者に対し、その結果を「適性評価結果等通知書（本人用）」（運用基準別添9-1）の交付により通知する。通知を受けた評価対象者は、当該情報の取扱いの業務を行うに当たり、当該情報の保護のための法令及び関係規程を遵守し、当該情報の保護に努め、これを漏らさないことや、事情の変更が生じた場合に行政機関に速やかに申し出ることなどの「重要経済安保情報の保護に関する誓約書」（運用基準別添10）を提出する。

評価対象者について重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められないと評価したときは、当該評価対象者に対し、その結果を「適性評価結果等通知書（本人用）」（運用基準別添9-1）の交付により、その結果及び（評価対象者が希望しない場合を除き）当該おそれがないと認められなかった理由を通知する（第13条第4項）。理由を通知する際は、その理由が本人の申告に基づく事実によるものであるときには当該事実を示すなど、具体的に説明する。

(7) 罰則（第23条～第28条関係）

①漏えい（第23条）

(イ)重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者が、その業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金、又はこれを併科。当該情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても同様。未遂犯や過失も罰する。（第23条第1項、第3項、第4項）

(ロ)公益上の必要等により提供された重要経済安保情報を知り得た者が漏らしたときは、3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科。未遂犯や過失も罰する。（第23条第2項、第3項、第5項）

②不正取得（第24条）

外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を取得したときは、当該違反行為をした者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科。未遂犯も罰する。（第24条第1項及び第2項）

③共謀、教唆等（第25条）

(イ)上記①(イ)又は②の行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金（第25条第1項）

(ロ)上記①(ロ)の行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金（第25条第2項）

④国外犯（第27条）

上記①～③について、国外犯も罰する。（第27条）

⑤両罰規定（第28条）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用

人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記①（イ）の行為（過失犯を除く）又は上記②の行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。
(第 28 条)

以上